

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月24日
【計算期間】	第7期特定期間（自 平成21年3月25日 至 平成21年9月24日）
【ファンド名】	安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	小林 敏彦
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-3296-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）（愛称：厳選大型）は、日本の株式に投資する安田ジャパン・セレクト・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主な投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 大型株))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（株式 大型株））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年4回

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

ファンドのコンセプト

大型株を中心として「有望業種の選定」と「有望銘柄の選択」の2つを組み合わせ中長期での絶対リターンを重視した運用を行います。

当ファンドでは、株式の時価総額が概ね上位300社程度を、大型株と定義します。（平成21年10月現在）

ファンドの特色

①独自に分類した業種でいち早く業績の変化と株価の位置をとらえ、有望銘柄を先取り投資します。

◆独自に細分化した業種と体系化した統計データを活用して、産業・業種の収益循環と株価評価の両面からいち早く有望業種を選定します。

◆さらにその業種の中で株価が割安で競争力のある銘柄を選択します。

②徹底した厳選投資で収益の獲得を目指します。

◆収益循環の底近辺や上昇基調と判断される業種に属する企業約25銘柄程度に厳選投資をし、市況動向に大きく左右されることなく収益の獲得を目指します。

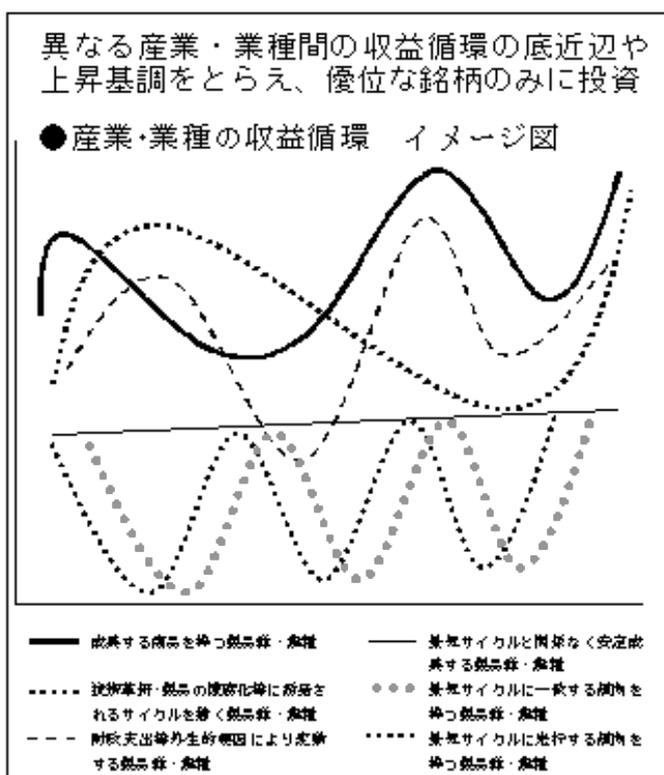
◆基準となる指数（ベンチマーク）は設定しません。

③日本株運用のスペシャリストが助言するファンドです。

◆有望業種の選定と競争力ある割安銘柄の選択に独自のノウハウを有するファンドマネージャー「丹後耕造氏」が率いるタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の助言に基づき安田投信投資顧問株式会社が設定・運用するファンドです。

④当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

⑤ファンドの償還時、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができないこともあります。



※上図は産業・業種の収益循環をあらわしたイメージ図であり、実際の収益循環やファンドの基準価額等の推移を示したものではありません。

作成：安田投信投資顧問

ファンドの魅力

当ファンドの投資対象である大型株は、

- ◆流動性が大きい
- ◆アナリストによるカバーや企業情報量が多く、伝達スピード早い

という特徴を、持っています。

当ファンドでは大型株への投資に合致した

- ◆企業が属する産業・業種ごとの業況の位置確認と株価評価
- ◆より魅力ある銘柄への機動的な入れ替え

という“独自手法”を用いて、市況動向に大きく左右されることなく収益の獲得を目指します。

<大型株に対する3つの誤解>

- これまで大型株投資には誤解がありました。
- 誤解1 大型株投資は市場全体と同じような動きをしますので、投資妙味に欠ける。
 - 誤解2 株式投資は長期投資であり、大型株も長期に保有することによって報われる。
 - 誤解3 大型株は多数のアナリストにより幅広く調査されており、利益を出すのが難しい投資対象である。

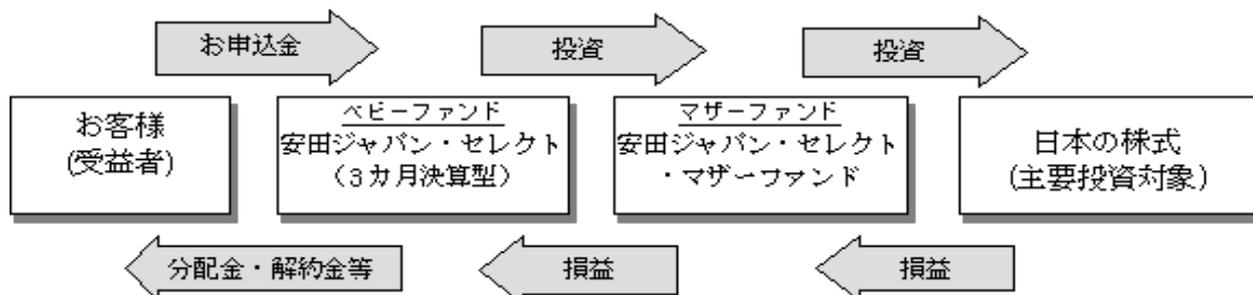
<当ファンドの挑戦>

- 当ファンドはこの大型株に対する誤解に挑戦します。
- 考え1 産業毎の収益循環の底辺に位置し、業種内での勝ち組企業の株価は評価の修正も伴って大きく上昇することから、投資妙味がある。
 - 考え2 大型株は、個々の産業の今後の収益の動きと株価位置をしっかりと捕らえて時には機動的な対応も必要。
 - 考え3 大型株投資は企業そのものの調査・分析をする前に、その属する業種の今後の収益の動きを経済・産業統計を駆使して、いち早く把握することが大事。

（２）【ファンドの仕組み】

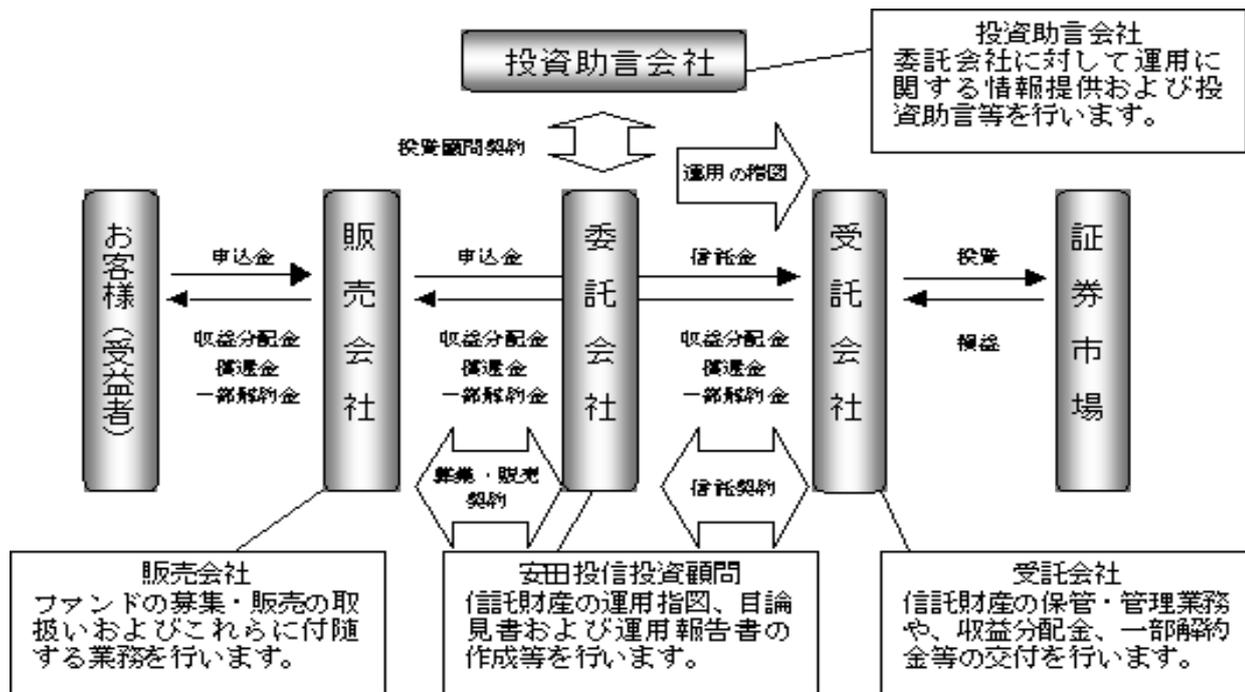
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、お客様（受益者）の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、マザーファンドの運用成果は全てベビーファンドに反映されます。



損益は全て投資家である受益者に帰属します。

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

委託会社の概要は次の通りです。

資本金 26億円（平成21年10月末現在）

沿革

平成11年3月1日 安田ペインウェバー投信株式会社設立

平成11年3月25日 証券投資信託委託業認可取得

平成11年12月16日 証券投資顧問業登録

平成15年6月26日 安田投信投資顧問株式会社へ商号変更

平成15年7月23日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成15年8月1日 安田投資顧問株式会社と合併

大株主の状況（平成21年10月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

受託会社

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務、収益分配金・一部解約金・償還金の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

販売会社

販売会社については下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

販売会社は当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社との間には、販売契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。

当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬として、信託報酬から代行手数料が支弁されます。

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

投資助言会社

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社

（以下、「投資顧問会社」ということがあります。）

当ファンドの投資助言会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

<タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の概要>

代表者	代表取締役： 丹後 耕造
設立	平成13年7月5日 投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第857号
経営理念	高い運用収益を目指して助言活動を行い、よって、社会に貢献する。
特徴	膨大なセミマクロ産業デ - タの徹底的な分析 約30年の長きにわたる個別企業訪問調査・運用をふまえた、信頼ある助言活動

丹後耕造氏の主な運用歴

日系証券会社、投資顧問会社での企業調査、運用担当者を経て、世界最大級の外資系投資顧問会社や、産油国の政府の運用機関での日本株運用責任者等、約30年の経験を有するファンドマネージャー。

現在、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社代表取締役。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本の株式に投資する安田ジャパン・セレクト・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主な投資対象とします。なお、日本の株式等に直接投資する場合があります。

（2）投資態度

日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とするマザーファンド受益証券を主な投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。

安田ジャパン・セレクト・マザーファンドの運用に関しては、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社より投資助言を受けます。

株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

マザーファンドの投資方針

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。

（2）投資態度

日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。

1) 組入銘柄数は約25銘柄を基本としますが、市場動向や純資産残高水準等によっては銘柄数を変更することがあります。

2) 大型株を中心として「有望業種の選定」と「有望銘柄の選択」の2つを組み合わせ中長期での絶対リターンを重視した運用を行います。

相場環境に左右されることなく中長期での絶対リターンを重視した運用を行うため、ベンチマークは設定しません。

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の投資助言に基づき、安田投信投資顧問が設定・運用を行います。

株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ファンドの設定時、償還時、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができないこともあります。

(3) 投資プロセス

有望業種の選定

市場全体から独自手法で有望業種を選定

- ◆業種を独自に細分化
- ◆体系化された約 500 の統計データ分析

+

有望銘柄の選択

有望業種の中で競争力があり割安な銘柄を選択

- ◆競争力の高い大型株を選別
- ◆分析対象銘柄の精査と株価評価により有望銘柄
選択

有望業種の選定

経済状況にかかわらず個々の産業における好不調の波は大きく、またそれぞれ異なった動きをします。この個別産業ごとの大きな波を素早く見つけ出し、循環の底入れ局面や上昇局面を特定し、魅力度の高い業種を選定します。これを実現するために、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社では、業種を独自に細分化し、約 500 の統計データの徹底分析を行います。

有望銘柄の選択

独自に細分化した業種を代表する、競争力の高いと判断する銘柄を選別し、分析対象銘柄とします。

この中から有望業種に属する銘柄を、現在の株価水準や事業戦略等进行分析し、有望銘柄として選択し、委託会社に投資助言します。
(平成 21 年 10 月現在 74 業種に分類
業種数は変更となることがあります。)

ポートフォリオ約 25 銘柄

タンゴ・インベストメント・ブレインズ社の助言に基づき
安田投信投資顧問が組入銘柄を最終決定

有望業種の選定方法

産業、業種を細かく分類し、その収益変動を表す指標を体系的に集め、現在では約500の指標となっております。これらをきめ細かく丹念に分析すると、その業種の収益の水準、これからの方向性をいち早くとらえることができます。この業種の動きは、すなわち業種が属する大型株の動きでもありと考えます。

約25銘柄で運用する意味

有望業種だけに投資するという観点からは25銘柄程度が適切な銘柄数と考えます。大切なことは、一つの見通し（予測）で選ばれた25銘柄ではなく、それぞれ固有の視点で選び抜かれた25銘柄であるという点です。その意味で、分散の効果は十分に得られるとともに、厳選した投資が収益獲得の原動力となると考えます。

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社が投資助言する理由

同社は大型株に精通し、大型株運用のための独自の投資手法を持っております。この手法で運用することにより、従来の大型株運用のイメージを変える投資成果が期待できると判断し、投資助言会社として選定しました。

投資対象および投資制限は、原則として「安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）」と実質的に同様です。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものおよびこれらの条項に規定する類似の取引に限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として安田投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された安田ジャパン・セレクト・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券および新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から10.の証券または証書の性質を有するもの
 12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、11.ならびに16.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および11.ならびに16.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび13.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、12.および13.（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

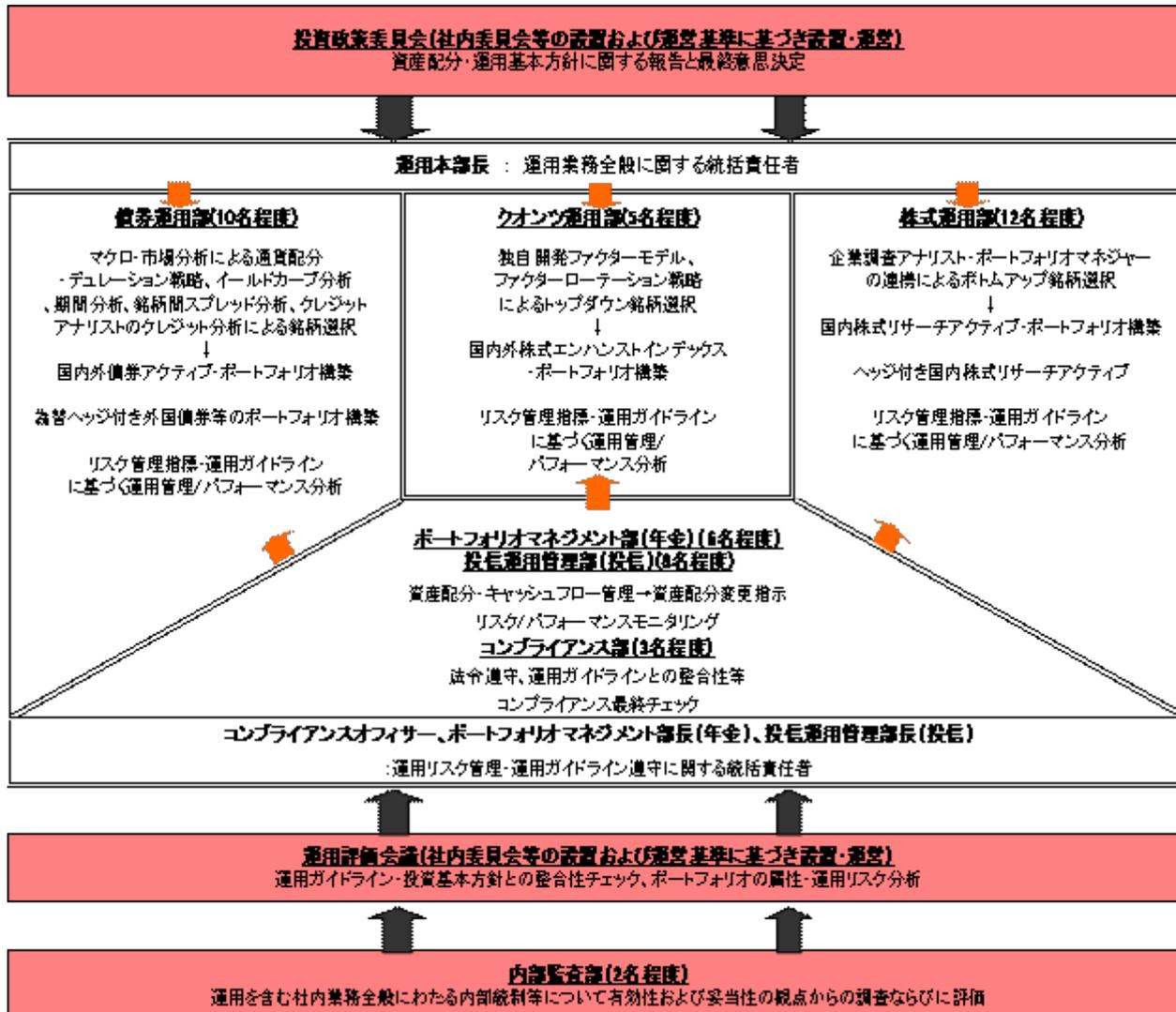
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

安田投信投資顧問の運用全般については、運用本部長（C10）が責任を負っています。当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用は、C10の傘下にある株式運用部が執行します。なお、運用体制は平成21年10月末現在のもので、今後変更となることがあります。



投資政策委員会においてファンドコンセプトに基づいて運用の基本方針を決定します。

安田投信投資顧問は、運用コンセプト、追加設定・解約等に対応したトータルなファンド運営・管理を行うとともに、投資助言会社による投資助言を基に株式の運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

受託会社に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照会等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年4回（3月、6月、9月および12月の各24日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

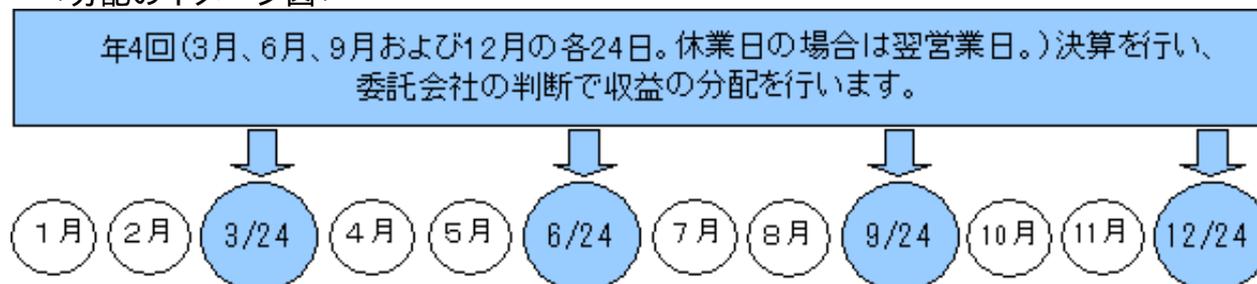
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を十分勘案し、分配対象額の範囲内で決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同

一の運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<分配のイメージ図>

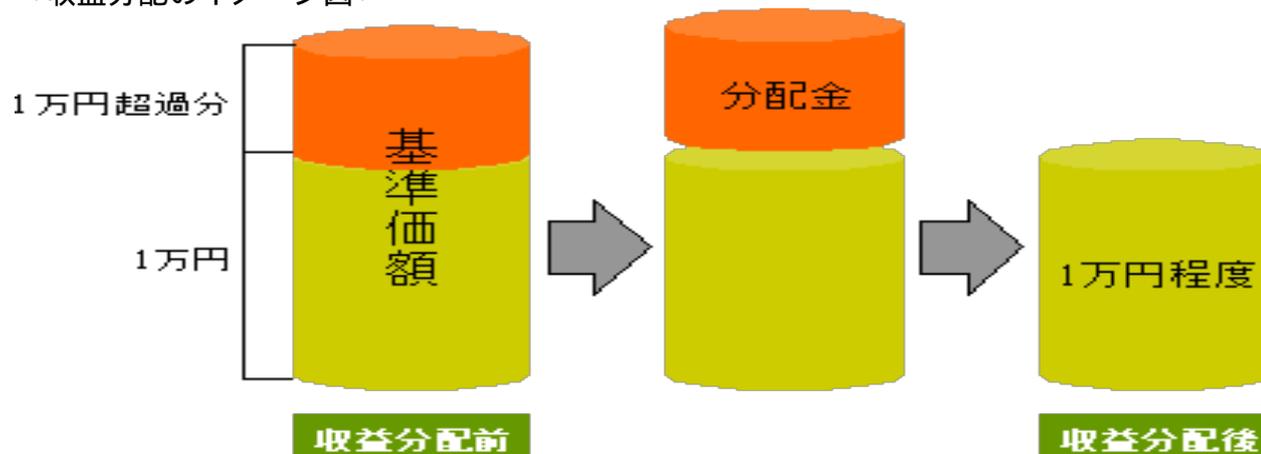


上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

当ファンドの分配に対する基本的な考え方

決算日における基準価額が1万円を上回っている場合に、原則として1万円超過分を分配し、分配後の基準価額が1万円程度となるようにします。

<収益分配のイメージ図>



上図は収益分配に関するイメージ図であり、基準価額や分配金の水準を示唆するものではありません。

収益分配金は、分配原資の範囲内で当面1万円超過分について分配を行う予定ですが、基準価額の水準や市況動向等を勘案し、見直すことがあります。

(5) 【投資制限】

株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

- 2) 前1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の20%を超える投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2) 前1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1. および2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま

す。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行うこと。

3【投資リスク】

(1) ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に国内の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産または財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

価格変動リスク

株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため組入銘柄の値動きにより基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

流動性リスク

株式を売却する際に、期待される価格で売却できない場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

信用リスク

投資している株式を発行する企業の信用状況等の変化により、倒産またはそれに準じる状態に陥った場合、その企業の株式価値が大きく減少することまたはなくなることがあります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に係る留意点

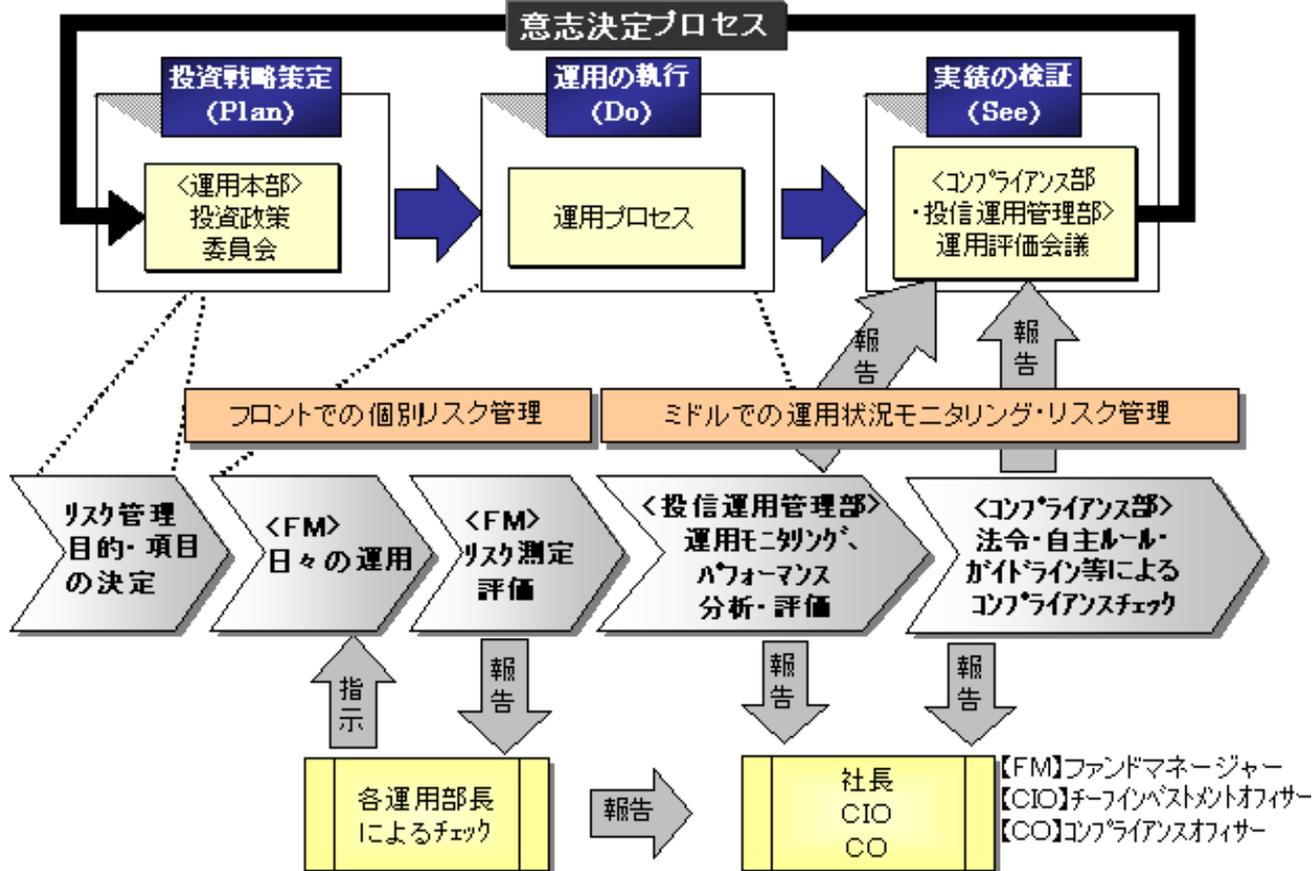
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

(2) リスクに対する管理体制

委託会社は以下のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。フロント部門における日

常的なリスク管理のほかに、独立したリスク管理部門によるリスク管理が行われ、厳格な相互牽制の下で、運用を行っています。

なお、リスク管理体制は、平成21年10月末現在におけるもので、今後変更となることがあります。



フロント部門におけるリスク管理

運用部門の長は、パフォーマンス動向、個別銘柄売買動向、ガイドラインとの整合性等を日々チェックします。

ミドル部門における運用モニタリング・リスク管理

投信運用管理部は、リスク管理を含めたファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評価会議においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析等、ファンドの運用状況を報告します。また、コンプライアンス部は、法令遵守や運用ガイドラインとの整合性を最終チェックします。

運用評価会議

月次で開催され、社長以下の全役員、コンプライアンスオフィサー、内部監査部長、投信運用管理部および運用本部のファンドマネージャー等が参加し、各ファンドの運用状況やガイドラインとの整合性、パフォーマンス動向、ポートフォリオ特性等が報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありませぬ。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.7325%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.7325% （税抜 1.65%）	0.9135% （税抜 0.87%）	0.7350% （税抜 0.70%）	0.0840% （税抜 0.08%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬にはタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社への投資顧問報酬が含まれております。

（４）【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0042%（税抜0.004%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、原則として毎年3月および9月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用等についても信託財産が負担します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

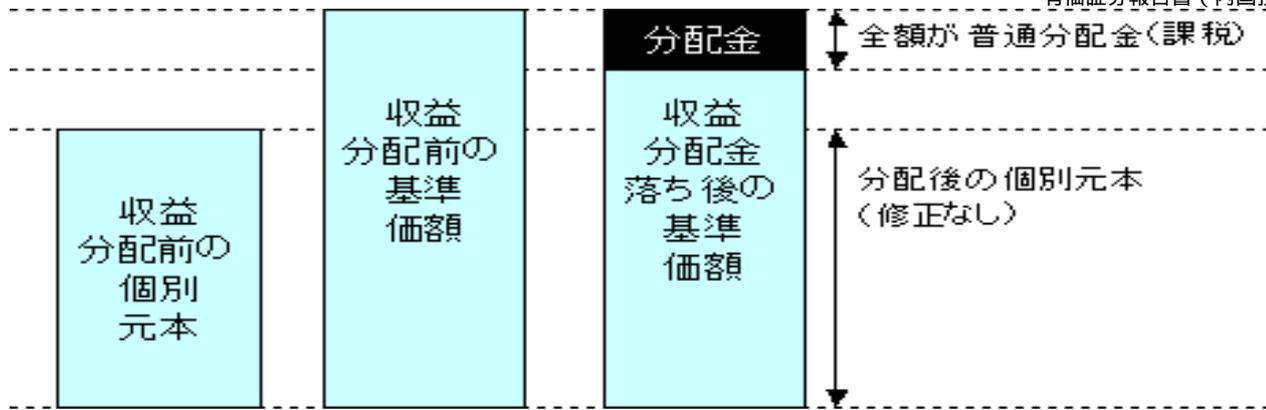
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

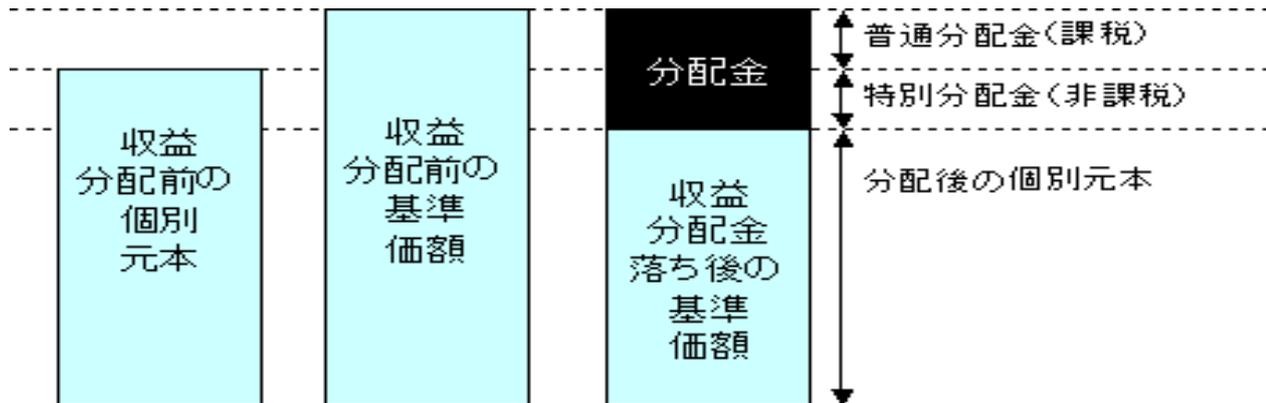
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（1）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（2）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（1）のケース



(2) のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

（平成21年10月30日現在）

資産の種類	国/地域	金額（円）	投資比率（％）
安田ジャパン・セレクト親投資信託受益証券	-	3,966,936,255	100.5
小計		3,966,936,255	100.5
現金およびその他の資産（負債控除後）		19,806,651	0.5
合計（純資産総額）		3,947,129,604	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

参考

親投資信託の投資状況は以下のとおりです。

安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

（平成21年10月30日現在）

資産の種類	国/地域	金額（円）	投資比率（％）
株式	日本	9,380,715,000	97.4
小計		9,380,715,000	97.4
現金およびその他の資産（負債控除後）		245,761,518	2.6
合計（純資産総額）		9,626,476,518	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

（平成21年10月30日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量 （口）	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	安田ジャパン・セレクト・マザーファンド	-	親投資信託 受益証券	3,612,545,538	11,517	4,160,568,697	10,981	3,966,936,255	100.5

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.5
合計	100.5

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

親投資信託の投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

（平成21年10月30日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	業種	株数 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本電産	日本	株式	電気機器	60,500	3,753	227,109,740	7,830	473,715,000	4.9
2	東芝	日本	株式	電気機器	870,000	366	319,211,700	530	461,100,000	4.8
3	三菱商事	日本	株式	卸売業	225,000	1,122	252,627,750	1,977	444,825,000	4.6
4	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	147,000	1,897	278,870,760	2,880	423,360,000	4.4
5	三菱電機	日本	株式	電気機器	595,000	459	273,176,400	706	420,070,000	4.4
6	千葉銀行	日本	株式	銀行業	700,000	611	428,225,085	569	398,300,000	4.1
7	三井物産	日本	株式	卸売業	325,000	983	319,527,787	1,223	397,475,000	4.1
8	セコム	日本	株式	サービス業	92,000	4,105	377,713,360	4,250	391,000,000	4.1
9	栗田工業	日本	株式	機械	137,000	1,742	238,714,280	2,830	387,710,000	4.0
10	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	105,000	4,106	431,204,426	3,660	384,300,000	4.0
11	日本精工	日本	株式	機械	700,000	320	224,560,000	540	378,000,000	3.9
12	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	65,000	5,886	382,642,650	5,810	377,650,000	3.9
13	信越化学工業	日本	株式	化学	77,000	4,054	312,174,940	4,890	376,530,000	3.9
14	大陽日酸	日本	株式	化学	365,000	614	224,230,450	1,025	374,125,000	3.9
15	日清食品ホールディングス	日本	株式	食料品	116,000	3,333	386,664,180	3,210	372,360,000	3.9
16	ダイキン工業	日本	株式	機械	118,000	3,020	356,393,040	3,150	371,700,000	3.9
17	住友信託銀行	日本	株式	銀行業	750,000	539	404,512,500	487	365,250,000	3.8
18	横浜銀行	日本	株式	銀行業	800,000	445	356,205,644	453	362,400,000	3.8
19	山崎製パン	日本	株式	食料品	325,000	1,129	367,042,000	1,115	362,375,000	3.8
20	三井不動産	日本	株式	不動産業	240,000	1,632	391,778,857	1,506	361,440,000	3.8
21	T D K	日本	株式	電気機器	67,000	5,559	372,506,960	5,340	357,780,000	3.7
22	ヤマダ電機	日本	株式	小売業	62,000	6,174	382,810,916	5,590	346,580,000	3.6
23	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	2,600	144,936	376,833,644	131,900	342,940,000	3.6
24	新日本製鐵	日本	株式	鉄鋼	720,000	304	219,074,400	353	254,160,000	2.6
25	住友化学	日本	株式	化学	530,000	440	233,533,900	369	195,570,000	2.0

	種類	業種	投資比率（％）
国内	株式	食料品	7.6
		化学	9.8
		鉄鋼	2.6
		機械	11.8
		電気機器	17.8
		輸送用機器	8.4
		陸運業	3.9
		情報・通信業	3.6
		卸売業	8.7
		小売業	3.6
		銀行業	11.7
		不動産業	3.8
		サービス業	4.1
	合計	97.4	

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成20年10月から平成21年10月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。
安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

		純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
		分配付	分配落	分配付	分配落
第1期特定期間	第1期末 （平成18年6月26日）	12,430	12,430	9,449	9,449
	第2期末 （平成18年9月25日）	13,759	13,759	9,448	9,448
第2期特定期間	第3期末 （平成18年12月25日）	14,427	14,009	10,344	10,044
	第4期末 （平成19年3月26日）	13,869	13,467	10,337	10,037
第3期特定期間	第5期末 （平成19年6月25日）	13,912	13,253	10,557	10,057
	第6期末 （平成19年9月25日）	13,244	13,244	9,593	9,593
第4期特定期間	第7期末 （平成19年12月25日）	11,141	11,141	8,715	8,715
	第8期末 （平成20年3月24日）	8,888	8,888	7,044	7,044
第5期特定期間	第9期末 （平成20年6月24日）	9,358	9,358	8,156	8,156
	第10期末 （平成20年9月24日）	6,093	6,093	6,503	6,503
第6期特定期間	第11期末 （平成20年12月24日）	4,188	4,188	4,496	4,496
	第12期末 （平成21年3月24日）	4,018	4,018	4,440	4,440
第7期特定期間	第13期末 （平成21年6月24日）	4,204	4,204	4,980	4,980
	第14期末 （平成21年9月24日）	4,312	4,312	5,534	5,534
	平成20年 10月末	4,515	-	4,833	-
	11月末	4,277	-	4,587	-
	12月末	4,503	-	4,653	-
	平成21年 1月末	4,016	-	4,244	-
	2月末	3,796	-	4,061	-
	3月末	3,781	-	4,216	-
	4月末	4,137	-	4,723	-
	5月末	4,408	-	5,106	-
	6月末	4,334	-	5,175	-
	7月末	4,431	-	5,428	-
	8月末	4,427	-	5,502	-
	9月末	4,129	-	5,326	-
	10月末	3,947	-	5,266	-

【分配の推移】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

計算期		1万口当たりの収益分配金（円）
第1期特定期間	第1期末（平成18年6月26日）	0
	第2期末（平成18年9月25日）	0
第2期特定期間	第3期末（平成18年12月25日）	300
	第4期末（平成19年3月26日）	300
第3期特定期間	第5期末（平成19年6月25日）	500
	第6期末（平成19年9月25日）	0
第4期特定期間	第7期末（平成19年12月25日）	0
	第8期末（平成20年3月24日）	0
第5期特定期間	第9期末（平成20年6月24日）	0
	第10期末（平成20年9月24日）	0
第6期特定期間	第11期末（平成20年12月24日）	0
	第12期末（平成21年3月24日）	0
第7期特定期間	第13期末（平成21年6月24日）	0
	第14期末（平成21年9月24日）	0

【収益率の推移】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

計算期		収益率（％）
第1期特定期間	第1期末（平成18年6月26日）	5.5
	第2期末（平成18年9月25日）	0.0
第2期特定期間	第3期末（平成18年12月25日）	9.5
	第4期末（平成19年3月26日）	2.9
第3期特定期間	第5期末（平成19年6月25日）	5.2
	第6期末（平成19年9月25日）	4.6
第4期特定期間	第7期末（平成19年12月25日）	9.2
	第8期末（平成20年3月24日）	19.2
第5期特定期間	第9期末（平成20年6月24日）	15.8
	第10期末（平成20年9月24日）	20.3
第6期特定期間	第11期末（平成20年12月24日）	30.9
	第12期末（平成21年3月24日）	1.2
第7期特定期間	第13期末（平成21年6月24日）	12.2
	第14期末（平成21年9月24日）	11.1

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年3月28日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

申込単位

販売会社へお問い合わせください。

申込価額

取得申込日の基準価額とします。受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

信託財産留保額

ありません。

解約代金支払

一部解約金の支払いは、原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成18年3月28日から平成35年12月25日までとします。ただし、信託約款の規定により延長または償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月25日から6月24日、6月25日から9月24日、9月25日から12月24日、および12月25日から翌年3月24日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、委託会社とタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の間で締結している投資顧問契約（助言契約）の解約が予見される場合または発生した場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、これらの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

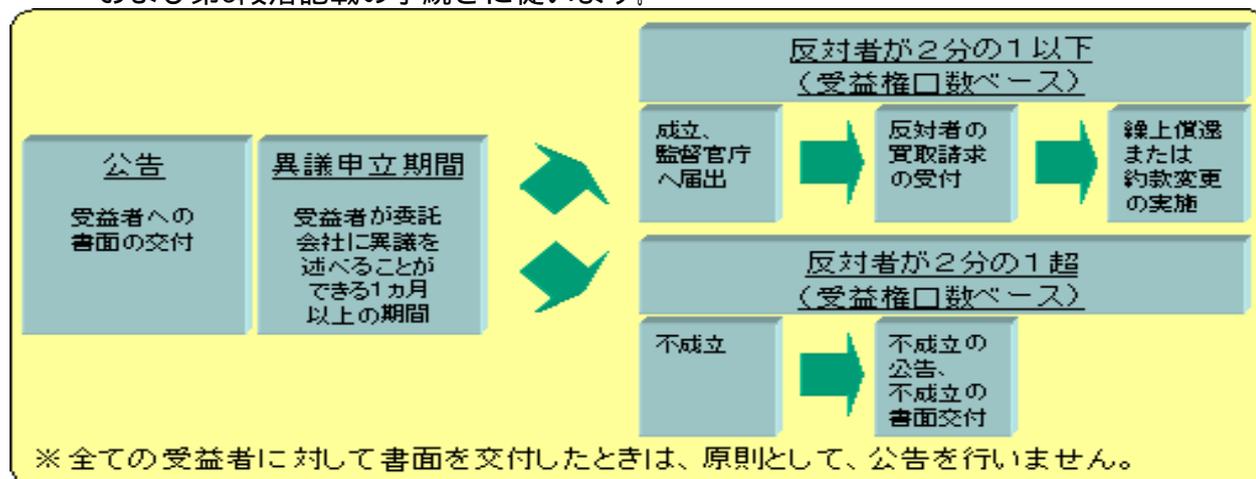
信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間での契約の有効期間は、信託期間終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前に書面により解約の申入れをすることにより、契約を解約することができます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期特定期間（平成20年9月25日から平成21年3月24日まで）及び第7期特定期間（平成21年3月25日から平成21年9月24日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第6期特定期間（平成20年9月25日から平成21年3月24日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期特定期間（平成21年3月25日から平成21年9月24日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成20年9月25日から平成21年3月24日まで）及び第7期特定期間（平成21年3月25日から平成21年9月24日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期特定期間末 （平成21年3月24日現在）	第7期特定期間末 （平成21年9月24日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,300,000	19,200,000
親投資信託受益証券	4,036,372,800	4,323,600,869
未収入金	932,625	8,531,380
未収利息	23	31
流動資産合計	4,054,605,448	4,351,332,280
資産合計		
	4,054,605,448	4,351,332,280
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,600,611	19,838,260
未払受託者報酬	823,034	912,952
未払委託者報酬	16,152,022	17,916,656
その他未払費用	89,394	91,059
流動負債合計	35,665,061	38,758,927
負債合計		
	35,665,061	38,758,927
純資産の部		
元本等		
元本	9,051,166,458	7,793,241,581
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,032,226,071	3,480,668,228
（分配準備積立金）	90,306,605	106,802,934
元本等合計	4,018,940,387	4,312,573,353
純資産合計		
	4,018,940,387	4,312,573,353
負債純資産合計		
	4,054,605,448	4,351,332,280

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 6 期特定期間 （ 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 3 月24日 ）	第 7 期特定期間 （ 自 平成21年 3 月25日 至 平成21年 9 月24日 ）
営業収益		
受取利息	50	57
有価証券売買等損益	1,916,578,641	970,872,631
営業収益合計	1,916,578,591	970,872,688
営業費用		
受託者報酬	1,789,009	1,822,421
委託者報酬	35,109,344	35,764,929
その他費用	89,394	91,059
営業費用合計	36,987,747	37,678,409
営業利益又は営業損失（ ）	1,953,566,338	933,194,279
経常利益又は経常損失（ ）	1,953,566,338	933,194,279
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,953,566,338	933,194,279
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	106,687,112	60,462,124
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,276,289,496	5,032,226,071
剰余金増加額又は欠損金減少額	586,625,885	960,916,634
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	586,625,885	960,916,634
剰余金減少額又は欠損金増加額	495,683,234	282,090,946
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	495,683,234	282,090,946
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,032,226,071	3,480,668,228

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 6 期特定期間 （自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 3 月24日）	第 7 期特定期間 （自 平成21年 3 月25日 至 平成21年 9 月24日）
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は、平成20年 9 月 25日から平成21年 3 月24日までとなっ ております。	当ファンドの特定期間は、平成21年 3 月 25日から平成21年 9 月24日までとなっ ております。

（貸借対照表に関する注記）

第 6 期特定期間末 （平成21年 3 月24日現在）	第 7 期特定期間末 （平成21年 9 月24日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,051,166,458口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 7,793,241,581口
2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第10号に規 定する額 元本の欠損 5,032,226,071円	2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第10号に 規定する額 元本の欠損 3,480,668,228円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.4440円 （10,000口当たり純資産額）（4,440円）	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の 額 1 口当たり純資産額 0.5534円 （10,000口当たり純資産額）（5,534円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期特定期間 （自平成20年9月25日 至平成21年3月24日）			第7期特定期間 （自平成21年3月25日 至平成21年9月24日）																																																														
分配金の計算過程 第11期（平成20年9月25日から平成20年12月24日まで） 計算期間末における分配対象額は、116,490,694円 （10,000口当たり125円01銭）であり、分配金額は0円として おります。			分配金の計算過程 第13期（平成21年3月25日から平成21年6月24日まで） 計算期間末における分配対象額は、143,986,697円 （10,000口当たり170円53銭）であり、分配金額は0円として おります。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>22,542,784円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>18,835,607円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>75,112,303円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>116,490,694円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>9,316,315,370口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>125円 01銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	22,542,784円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	18,835,607円	分配準備積立金額	D	75,112,303円	分配対象額（A + B + C + D）	E	116,490,694円	期末受益権口数	F	9,316,315,370口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	125円 01銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>37,760,239円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>25,159,533円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>81,066,925円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>143,986,697円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>8,442,644,749口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>170円 53銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	37,760,239円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	25,159,533円	分配準備積立金額	D	81,066,925円	分配対象額（A + B + C + D）	E	143,986,697円	期末受益権口数	F	8,442,644,749口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	170円 53銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	22,542,784円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	18,835,607円																																																															
分配準備積立金額	D	75,112,303円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	116,490,694円																																																															
期末受益権口数	F	9,316,315,370口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	125円 01銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	37,760,239円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	25,159,533円																																																															
分配準備積立金額	D	81,066,925円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	143,986,697円																																																															
期末受益権口数	F	8,442,644,749口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	170円 53銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円																																																															
第12期（平成20年12月25日から平成21年3月24日まで） 計算期間末における分配対象額は、113,340,316円 （10,000口当たり125円20銭）であり、分配金額は0円として おります。			第14期（平成21年6月25日から平成21年9月24日まで） 計算期間末における分配対象額は、132,895,434円 （10,000口当たり170円52銭）であり、分配金額は0円として おります。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>23,033,711円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>90,306,605円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>113,340,316円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>9,051,166,458口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>125円 20銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	23,033,711円	分配準備積立金額	D	90,306,605円	分配対象額（A + B + C + D）	E	113,340,316円	期末受益権口数	F	9,051,166,458口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	125円 20銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>26,092,500円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>106,802,934円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>132,895,434円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>7,793,241,581口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>170円 52銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	26,092,500円	分配準備積立金額	D	106,802,934円	分配対象額（A + B + C + D）	E	132,895,434円	期末受益権口数	F	7,793,241,581口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	170円 52銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	-円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	23,033,711円																																																															
分配準備積立金額	D	90,306,605円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	113,340,316円																																																															
期末受益権口数	F	9,051,166,458口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	125円 20銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	-円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	26,092,500円																																																															
分配準備積立金額	D	106,802,934円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	132,895,434円																																																															
期末受益権口数	F	7,793,241,581口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	170円 52銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円																																																															

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期特定期間（自平成20年9月25日 至 平成21年3月24日）

該当事項はございません。

第7期特定期間（自平成21年3月25日 至 平成21年9月24日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第6期特定期間 （自平成20年9月25日 至平成21年3月24日）	第7期特定期間 （自平成21年3月25日 至平成21年9月24日）
期首元本額	9,369,729,799円	9,051,166,458円
期中追加設定元本額	935,811,271円	555,616,041円
期中一部解約元本額	1,254,374,612円	1,813,540,918円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第6期特定期間 （自平成20年9月25日 至平成21年3月24日）		第7期特定期間 （自平成21年3月25日 至平成21年9月24日）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,036,372,800	24,214,715	4,323,600,869	445,534,701
合計	4,036,372,800	24,214,715	4,323,600,869	445,534,701

3. デリバティブ取引関係

第6期特定期間（自平成20年9月25日 至 平成21年3月24日）

該当事項はございません。

第7期特定期間（自平成21年3月25日 至 平成21年9月24日）

該当事項はございません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（平成21年9月24日現在）

該当事項はございません。

（2）株式以外の有価証券

（平成21年9月24日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	安田ジャパン・セレクト・マザーファンド	3,753,451,575	4,323,600,869	
合計		3,753,451,575	4,323,600,869	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成21年9月24日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	233,162,944
株式	10,057,600,000
未収入金	277,132,896
未収利息	383
流動資産合計	10,567,896,223
資産合計	10,567,896,223
負債の部	
流動負債	
未払金	256,396,087
未払解約金	8,531,380
流動負債合計	264,927,467
負債合計	264,927,467
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	8,944,452,160
剰余金	
剰余金	1,358,516,596
元本等合計	10,302,968,756
純資産合計	10,302,968,756
負債・純資産合計	10,567,896,223

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成21年 3月25日 至 平成21年 9月24日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成21年 9月24日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成20年12月25日から平成21年12月24日までとなっております。

(追加情報)

	(自 平成21年 3月25日 至 平成21年 9月24日)
	信託財産が保有するジャスダック証券取引所に上場されている金融商品の評価については、計算日における当該取引所の発表する基準値段に基づいて評価していましたが、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」（社団法人投資信託協会）の改正に伴い、平成21年 9月24日以降原則として、当該取引所における計算日の最終相場で評価しております。

(その他の注記)

(平成21年 9月24日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成21年 3月25日 至 平成21年 9月24日）の元本状況	
期首（平成21年 3月25日）の元本額	13,195,117,652円
対象期間中の追加設定元本額	428,718,823円
対象期間中の一部解約元本額	4,679,384,315円
平成21年 9月24日現在の元本額の内訳	
安田ジャパン・セレクト	1,304,336,369円
安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）	3,753,451,575円
ジャパン・セレクト私募オープン 適格機関投資家転売制限付	3,886,664,216円
計	8,944,452,160円
2. 対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.1519円
（10,000口当たり純資産額）	（11,519円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成21年9月24日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	山崎製パン	350,000	1,222	427,700,000	
	日清食品ホールディングス	96,000	3,410	327,360,000	
	住友化学	680,000	421	286,280,000	
	信越化学工業	77,000	6,000	462,000,000	
	大陽日酸	365,000	1,145	417,925,000	
	日本電気硝子	410,000	884	362,440,000	
	新日本製鐵	720,000	353	254,160,000	
	ダイキン工業	118,000	3,500	413,000,000	
	栗田工業	137,000	3,190	437,030,000	
	日本精工	700,000	608	425,600,000	
	東芝	920,000	496	456,320,000	
	三菱電機	635,000	701	445,135,000	
	日本電産	64,500	7,350	474,075,000	
	T D K	67,000	5,710	382,570,000	
	トヨタ自動車	105,000	3,810	400,050,000	
	本田技研工業	157,000	2,875	451,375,000	
	東日本旅客鉄道	68,000	6,450	438,600,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,600	148,800	386,880,000	
	三井物産	325,000	1,285	417,625,000	
	三菱商事	225,000	1,963	441,675,000	
	ヤマダ電機	62,000	6,170	382,540,000	
	千葉銀行	700,000	551	385,700,000	
	住友信託銀行	750,000	497	372,750,000	
	東京海上ホールディングス	135,000	2,710	365,850,000	
	セコム	98,000	4,520	442,960,000	
小計		7,967,100		10,057,600,000	
合計				10,057,600,000	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式25銘柄	97.6%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券(平成21年9月24日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

（平成21年10月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	3,975,586,731円
負債総額	28,457,127円
純資産総額（ - ）	3,947,129,604円
発行済数量	7,495,693,126口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	5,266円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

（平成21年10月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	9,635,174,798円
負債総額	8,698,280円
純資産総額（ - ）	9,626,476,518円
発行済数量	8,766,100,275口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	10,981円

第5【設定及び解約の実績】

安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期特定期間	第1期	13,461,912,450	306,750,000	13,155,162,450
	第2期	1,623,269,935	215,688,856	14,562,743,529
第2期特定期間	第3期	992,115,374	1,607,057,064	13,947,801,839
	第4期	1,396,354,370	1,926,302,049	13,417,854,160
第3期特定期間	第5期	912,503,204	1,151,376,761	13,178,980,603
	第6期	1,468,078,846	841,475,164	13,805,584,285
第4期特定期間	第7期	468,680,273	1,489,449,430	12,784,815,128
	第8期	564,901,293	730,991,403	12,618,725,018
第5期特定期間	第9期	213,377,158	1,358,234,709	11,473,867,467
	第10期	149,368,107	2,253,505,775	9,369,729,799
第6期特定期間	第11期	468,536,740	521,951,169	9,316,315,370
	第12期	467,274,531	732,423,443	9,051,166,458
第7期特定期間	第13期	338,458,233	946,979,942	8,442,644,749
	第14期	217,157,808	866,560,976	7,793,241,581

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年10月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

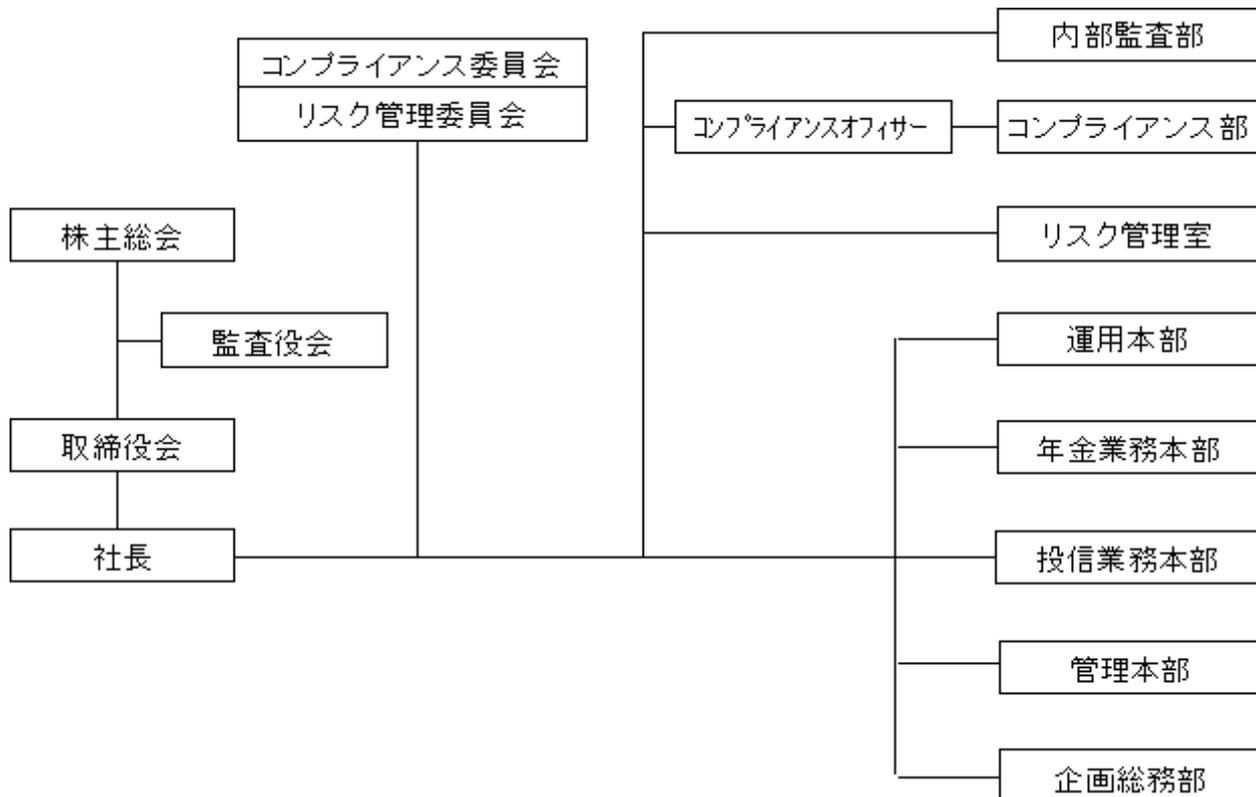
（2）会社の機構

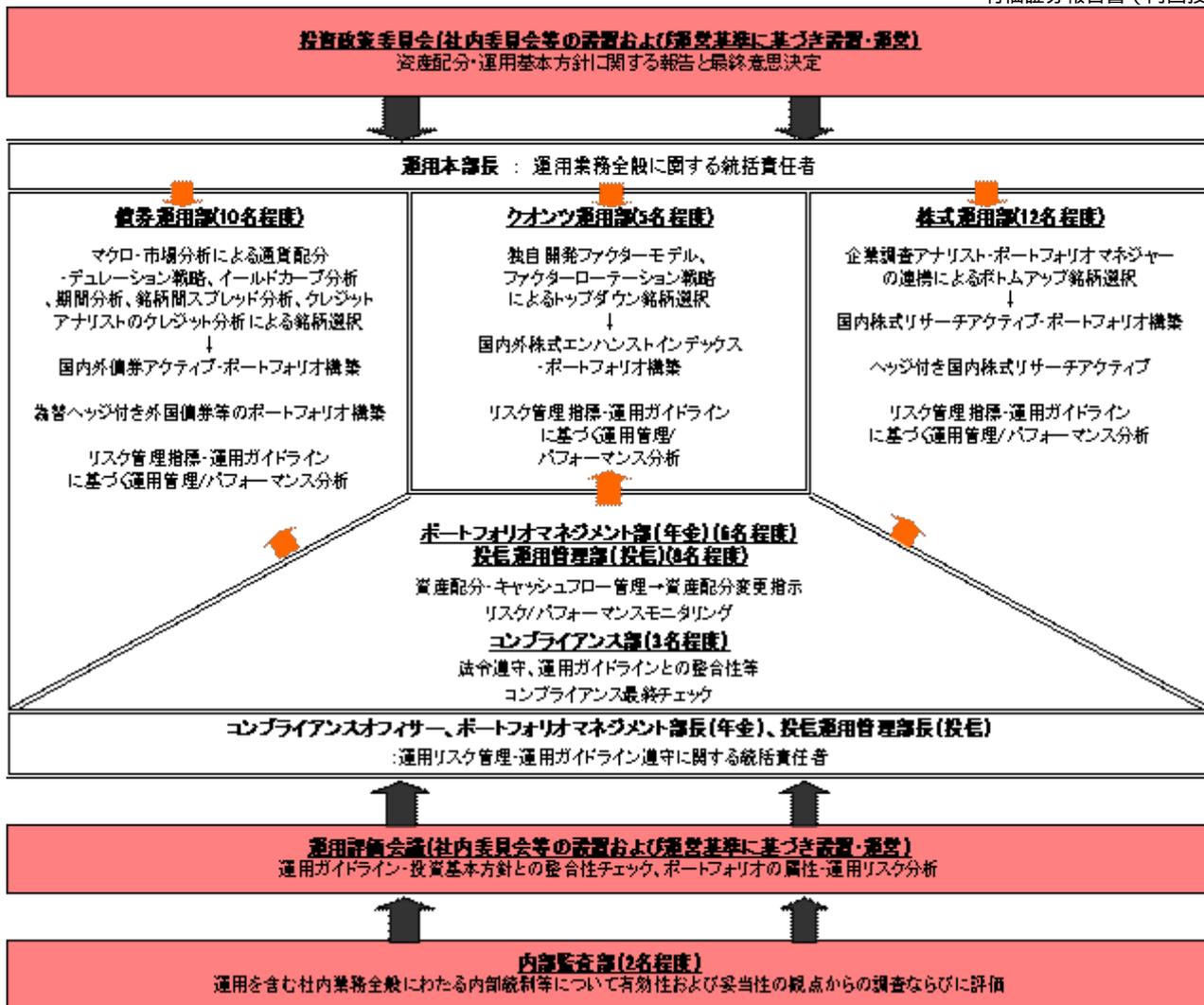
（経営体制と運用体制）

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成21年10月末現在のもので、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成21年10月末現在）

種類	本数（本）	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	37
追加型株式投資信託	82	2,719
単位型公社債投資信託	2	62
追加型公社債投資信託	0	0
合計	87	2,819

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,382,158		3,123,431
前払費用		38,212		34,920
未収入金		1,723		-
未収委託者報酬		567,753		309,359
未収運用受託報酬	2	58,763	2	47,231
未収投資助言報酬		21,499	2	55,320
未収還付法人税等		-		32,227
未収消費税等		-		17,677
繰延税金資産		29,884		-
その他流動資産		448		5,965
流動資産計		4,100,443		3,626,134
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	67,547	1	57,092
器具備品	1	79,793	1	50,821
有形固定資産計		147,341		107,913
無形固定資産				
ソフトウェア		22,364		17,506
電話加入権		4,324		4,324
その他無形固定資産		111		93
無形固定資産計		26,800		21,924
投資その他の資産				
長期前払費用		6,428		1,232
繰延税金資産		9,489		-
長期差入保証金		171,343		177,826
投資その他の資産計		187,260		179,058
固定資産計		361,402		308,897
資産合計		4,461,846		3,935,031

（単位：千円）

	第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	42,664	6,182
未払金	206,112	102,930
未払手数料	2 206,112	2 102,930
未払費用	165,378	105,129
未払法人税等	20,832	-
未払消費税等	14,336	5,569
前受収益	12,543	-
賞与引当金	54,659	56,231
流動負債計	516,526	276,043
固定負債		
退職給付引当金	22,986	23,821
固定負債計	22,986	23,821
負債合計	539,512	299,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,084	362,916
利益剰余金計	676,084	388,916
株主資本計	3,922,334	3,635,166
純資産合計	3,922,334	3,635,166
負債・純資産合計	4,461,846	3,935,031

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期		第11期	
	(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		3,033,591		2,134,231
受入手数料		58,572		50,488
運用受託報酬	1	614,516	1	506,704
投資助言報酬	1	153,251	1	129,235
営業収益計		3,859,932		2,820,660
営業費用				
支払手数料	1	1,158,705	1	766,367
広告宣伝費		13,882		12,867
公告費		1,849		1,178
調査費		1,104,552		865,325
調査費		324,055		328,473
委託調査費		778,479		535,416
図書費		2,017		1,435
委託計算費		72,165		60,702
営業雑経費		93,614		84,024
印刷費		73,164		65,600
その他雑経費		20,449		18,424
営業費用計		2,444,769		1,790,465
一般管理費				
給料		694,570		712,599
役員報酬		55,294		57,749
給料・手当		545,015		552,981
賞与		94,260		101,868
交際費		5,195		4,135
寄付金		600		300
旅費交通費		32,016		23,065
租税公課		13,319		11,669
不動産賃借料		141,282		151,538
退職給付費用		16,421		19,077
賞与引当金繰入		54,659		56,231
固定資産減価償却費		80,375		47,262
諸経費		222,933		217,534
一般管理費計		1,261,373		1,243,414
営業利益又は営業損失()		153,789		213,219

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第11期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
営業外収益		
有価証券利息	196	-
受取利息	8,926	10,527
有価証券償還益	207	-
雑収入	293	247
営業外収益計	9,623	10,774
営業外費用		
固定資産除却損	1,732	1,950
有価証券売却損	0	-
雑損失	8	60
営業外費用計	1,740	2,010
経常利益又は経常損失（ ）	161,672	204,455
特別利益		
投資有価証券清算益	9,740	-
投資有価証券売却益	6,557	-
特別利益計	16,298	-
特別損失		
臨時法務費用	-	2
特別損失計	-	9,835
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	177,971	214,291
法人税、住民税及び事業税	74,394	2,290
法人税等調整額	360	39,374
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,216	255,955

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	662,467	650,084
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失()	103,216	255,955
当期変動額合計	12,383	287,167
当期末残高	650,084	362,916
株主資本合計		
前期末残高	3,934,717	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失()	103,216	255,955
当期変動額合計	12,383	287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第11期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	102	-
当期変動額合計	102	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	3,934,820	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,216	255,955
株主資本以外の項目の当期変動額	102	-
当期変動額合計	12,486	287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）																		
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">23,195千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">119,966千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,456千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">15,812千円</td> </tr> </table>	建物	23,195千円	器具備品	119,966千円	未収運用受託報酬	1,456千円	未払手数料	15,812千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">33,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">111,295千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">793千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">39,593千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,241千円</td> </tr> </table>	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円
建物	23,195千円																		
器具備品	119,966千円																		
未収運用受託報酬	1,456千円																		
未払手数料	15,812千円																		
建物	33,650千円																		
器具備品	111,295千円																		
未収運用受託報酬	793千円																		
未収投資助言報酬	39,593千円																		
未払手数料	11,241千円																		

（損益計算書関係）

第10期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第11期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）												
<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,557千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">91,141千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">60,152千円</td> </tr> </table>	運用受託報酬	2,557千円	投資助言報酬	91,141千円	支払手数料	60,152千円	<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,666千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">81,260千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">50,116千円</td> </tr> </table> <p>2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。</p>	運用受託報酬	1,666千円	投資助言報酬	81,260千円	支払手数料	50,116千円
運用受託報酬	2,557千円												
投資助言報酬	91,141千円												
支払手数料	60,152千円												
運用受託報酬	1,666千円												
投資助言報酬	81,260千円												
支払手数料	50,116千円												

（株主資本等変動計算書関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日至平成20年3月31日） 退職給付費用 16,421千円</p> <p>なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 23,821千円 (2)退職給付引当金 23,821千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円</p> <p>なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。</p>

（ストック・オプション等関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,240千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,353</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>7,780</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">39,374</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>39,374</u></td> </tr> </table>	賞与引当金	22,240千円	退職給付引当金	9,353	その他	<u>7,780</u>	繰延税金資産小計	39,374	繰延税金資産合計	<u>39,374</u>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(流動)</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">87,823千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,880千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,864千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>3,081千円</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">116,650千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,692千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>113千円</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">9,806千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;">126,457千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>125,201千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(流動)</td> </tr> <tr> <td>未収事業税</td> <td style="text-align: right;"><u>1,255千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>	繰延税金資産(流動)		税務上の繰越欠損金	87,823千円	賞与引当金	22,880千円	法定福利費	2,864千円	その他	<u>3,081千円</u>	計	116,650千円	繰延税金資産(固定)		退職給付引当金	9,692千円	その他	<u>113千円</u>	計	9,806千円	繰延税金資産計	126,457千円	評価性引当金	<u>125,201千円</u>	繰延税金資産合計	1,255千円	繰延税金負債(流動)		未収事業税	<u>1,255千円</u>	繰延税金負債合計	1,255千円	繰延税金資産の純額	-千円
賞与引当金	22,240千円																																												
退職給付引当金	9,353																																												
その他	<u>7,780</u>																																												
繰延税金資産小計	39,374																																												
繰延税金資産合計	<u>39,374</u>																																												
繰延税金資産(流動)																																													
税務上の繰越欠損金	87,823千円																																												
賞与引当金	22,880千円																																												
法定福利費	2,864千円																																												
その他	<u>3,081千円</u>																																												
計	116,650千円																																												
繰延税金資産(固定)																																													
退職給付引当金	9,692千円																																												
その他	<u>113千円</u>																																												
計	9,806千円																																												
繰延税金資産計	126,457千円																																												
評価性引当金	<u>125,201千円</u>																																												
繰延税金資産合計	1,255千円																																												
繰延税金負債(流動)																																													
未収事業税	<u>1,255千円</u>																																												
繰延税金負債合計	1,255千円																																												
繰延税金資産の純額	-千円																																												

（企業結合等関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用受託報酬 未払手数料等	1,456 15,847

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

（ 1株当たり情報 ）

第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）		第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	33,930円22銭	1株当たり純資産額	31,446円07銭
1株当たり当期純利益	892円87銭	1株当たり当期純損失	2,214円14銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	103,216千円	当期純損失	255,955千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	103,216千円	普通株式に係る当期純損失	255,955千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（ 重要な後発事象 ）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 委託会社の定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称 みずほ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額 247,260百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成21年9月末現在）	事業の内容
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中央証券株式会社	4,374	
内藤証券株式会社	3,002	
日興コーディアル証券株式会社	149,594	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
明和証券株式会社	511	
楽天証券株式会社	7,477	
イーバンク銀行株式会社	23,485	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社愛媛銀行	19,078	

<参考> 投資顧問会社

名称 タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社

資本金の額 10百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容 「金融商品取引法」に定める投資助言、代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

<参考> 投資顧問会社

委託会社に対し、当ファンドの運用に関する情報提供および助言等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成21年3月27日	臨時報告書
平成21年6月24日	有価証券報告書
平成21年6月24日	有価証券届出書
平成21年6月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年11月13日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）の平成21年3月25日から平成21年9月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）の平成20年9月25日から平成21年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）の平成21年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。